

第6章 大綱・基本方針

1 大 綱

史跡江戸城石垣石丁場跡（以下第6章において「史跡」という。）は、江戸幕府が諸大名を動員して行った江戸城修築に伴う「公儀御普請」で用いる石材を採取、加工した石丁場の跡である。

江戸のまちづくりは江戸城修築からはじまるが、その城づくりに必要な石垣の石材は相模西部から伊豆半島沿岸にかけて産出する硬質な安山岩が使われ、その後も、江戸のまちづくりに必要な建材として伊東からも大量に江戸に運ばれた。

400年以上前の江戸時代初期からの姿をとどめた石丁場跡の魅力を知り、史跡を大切に、伊東市民が一体となって後世へ確実に伝えていくことを目標とし、次のとおり保存活用の大綱を示す。

1 史跡の保存

江戸城修築とその後の江戸の発展に大きく寄与したことを示すかけがえのない史跡として、市民一体となり、当時のままの形で後世に伝えていく。

2 文化力の向上

市民が史跡に学ぶ環境を整え、伊東市の文化力向上を図る。あわせて、史跡に学ぶことを通して、市民の一層の郷土伊東への愛着と誇りを醸成する。

3 魅力の発信

史跡を一つの大きな核として、伊東市全体の文化的な魅力を国内外に向けて情報発信し、史跡を訪れる人が我が国の歴史的な重みを感じることができるようにする。あわせて、文化観光の活用を図る。

4 自治体間の協力

史跡江戸城石垣石丁場跡が所在する熱海市（静岡県）、小田原市（神奈川県）などの自治体と必要な協力をして保存活用を推進する。

2 基本方針

第5章の現状と課題を踏まえ、史跡を保存活用していくための基本方針を以下のとおり定める。

(1) 保存管理

- ・江戸城石垣用の石材の産地として、その歴史的な価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。
- ・常に史跡の維持管理方法について検討及び研究し、最も適切な方法により維持管理を図り、史跡の厳密な保存に努める。
- ・史跡の歴史的様相を明らかにするための発掘調査・史資料調査や保存・整備に関する調査を計画的に推進する。

(2) 活 用

- ・伊豆地域の石丁場遺跡の研究及び情報発信の拠点として、継続的な調査・教育を進める。
- ・史跡を活用した学習機会の充実を図り、史跡とそれを取り巻く地域の新しい文化的価値の創造につなげる。
- ・文化資源としての史跡の理解を深める観光活用を図る。

(3) 整 備

- ・整備に際しては、史跡の価値を損なわないよう最大限の注意を払う。
- ・史跡見学時の安全に配慮した整備をするとともに、史跡の価値や魅力をわかりやすく伝える仕組みを構築する。
- ・JR宇佐美駅から史跡まで誘導するルートを設定し、必要な整備を行う。

(4) 運営・体制

- ・史跡に関わることは市民の権利であるとの認識の下に、管理者と市民団体等が協力して史跡の保存管理、整備及び活用を推進する管理運営機構を構築する。
- ・学校、コミュニティ施設等との連携を図る。

第7章 保存管理

1 方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡は宇佐美北部石丁場群のほかに熱海市の中張窪石丁場跡と小田原市の早川石丁場群関白沢支群が指定されているが、石丁場遺跡は伊東市内に25遺跡群、85丁場が確認されている。また、伊豆半島地域全体では約170か所が確認されている。広域にわたる史跡を確実に未来に継承するためには、指定地内はもとより、地域全体を視野に入れた長期にわたる適切な保存管理と計画的な調査研究に取り組んでいく必要がある。

2 方 法

宇佐美北部石丁場群の指定地は、第3章で述べたように、平成18年度から平成20年度、平成22年度から平成24年度にかけて分布調査を行ってきた。その結果、江戸時代初期の時期を主体とする石丁場跡が良好に保存されているA地点からG地点の7地点が確認された。特に、A地点～F地点は、標識石、刻印石、矢穴石をはじめ、石垣用石材の採石、加工、搬出という作業工程の状態が残っており、石丁場内での作業を理解する上で欠くことが出来ない場所である。これらは、石丁場跡として保護が必要な場所であり、失われると採石稼働時の姿を戻すことは不可能である。

また、指定地内では、江戸時代初期の慶長から寛永年間の江戸城修築に伴う大名家による採石作業終了後も、石丁場として使われてきた様子が確認でき、江戸時代初期から長く続いてきた石丁場としての歴史を見ることができる。

こうしたことから、貴重な石丁場の姿を後世に継承していくため、史跡指定地について、保存と管理を適切に行う目的で、維持管理と復旧（修理）の具体的な手法を定める。

なお、事業を進める中で保存活用するために指定地の公有地化が不可欠であると判断される場合は、土地所有者等の理解を得ながら調整を行う。

史跡指定地に隣接するエリアは周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されており、それらの石丁場群については、地権者の協力を得て、現状での維持管理を図るとともに、文化財としての価値を判断するための調査を実施し、指定地内と同等の本質的価値を有すると判断される場合は追加指定を検討する。

その他の周辺地域を構成する要素についても石材などに関する文化や文化財を把握し、市民と行政と協力して保全に努める。

指定地内の特徴

- (1) 江戸城修築に伴う江戸時代初期の石丁場として、採石坑遺構、刻印石、矢穴石等の密度が高い範囲。
- (2) 江戸城修築後に行われた間知石、石臼等の石製品等が確認できる範囲。
- (3) C地点を除き、A地点からG地点にかけて、既存の見学路が設置されている。

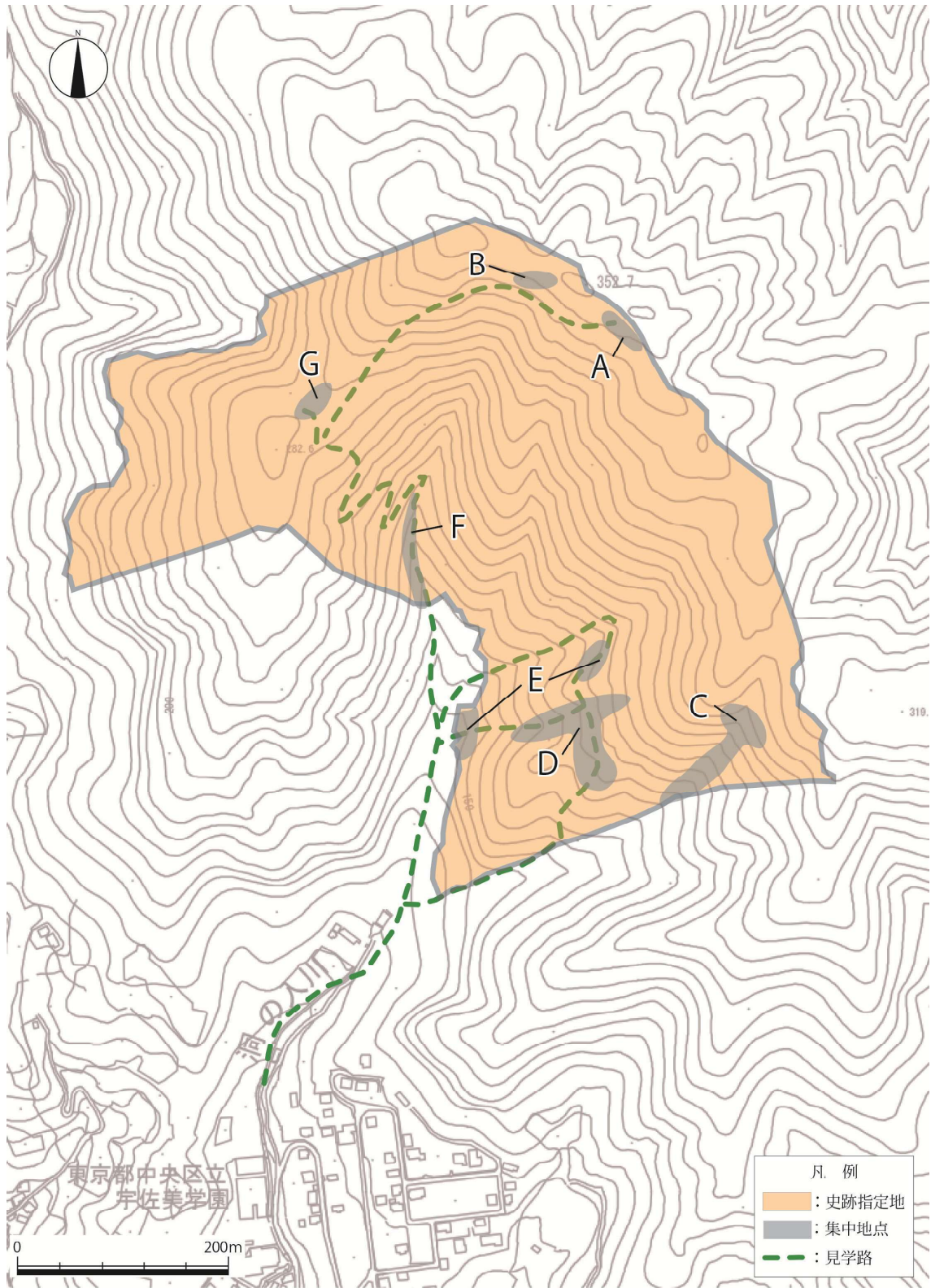


図 7 - 1 保存管理地区設定図

（１）指定地の保存管理の手法

原則として石丁場の調査研究・整備・活用・維持管理上に資する行為のほかは現状変更を認めない。特に公儀御普請の時期の石丁場跡が良好に確認できる地点は、できる限り現状のまま保存する。但し、樹木の伐採等において、採石遺構をはじめとする石丁場に係る遺構の保護や見学路の整備など必要なものについては認める。

【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、樹木の適正な管理を行い、下草などが繁茂しないよう留意する。また、破損防止や来訪者の危険防止のための立入禁止の対策を行う。

【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損した場合は、速やかに復旧する。

（２）現状変更等の取扱い

史跡は、良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるべきものである。したがって、史跡の滅失、き損のおそれのある行為、史跡の景観を阻害または価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認められない。

しかし、史跡の保存や状況把握に係る発掘調査、維持管理や保存整備に係る行為、防災や人命に関わる場合など、やむを得ず現状変更を行なわなければならない状況も想定されるため、その場合の基準を示すとともに、基準に例示のない行為については、史跡の保存を前提として事案ごとの検討を行い、必要に応じて文化庁や関係機関と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

なお、史跡指定地内において現状変更などを行おうとする時、事業主体が国の機関の場合は文化庁の同意（法第168条）が、それ以外の団体などは文化庁長官の許可（法第125条、一部許可権限委譲あり）が必要になるため、法令に基づいて適切に対応する。

1）現状変更等の行為の範囲

史跡指定地内で想定される現状変更等の行為は、次のとおりである。

- （ア） 史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査
- （イ） 史跡を確実に保存することを目的とした行為
- （ウ） 既存の史跡管理施設の修理・改修
- （エ） 史跡の公開・活用のための整備

2）現状変更等の許可申請が必要となる行為

- （ア） 文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可
- （イ） 伊東市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可
- （ウ） 許可を要しない行為と伊東市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可等

3) 現状変更等の取扱い基準

(ア) 文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可

a 史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査
史跡の現状や内容を把握するための発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で実施するものに関しては認める。 土砂の流出、崩落などが生じるなど予期していない状況が生じた場合、その復旧において、必要に応じて遺構の保存を前提に発掘調査や確認調査を実施する。 上記の現状変更等の対象とする範囲は、遺構の保存の観点から必要最小限とする。
b 工作物・建築物
工作物の新設及び建築物の新築は、認めない。ただし、個人・民間によるものを除き、安全管理上又は史跡の維持管理及び公開活用のために必要なもので、遺構などに影響を及ぼさず、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認める。 防災上必要な施設は、史跡範囲外での設置が不可能な場合に限り、遺構などへの影響を最小限にとどめる措置がとられ、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認める。 仮設物は、短期かつ遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。 電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。
c 道 路
道路の新設及び舗装、拡幅は認めない。ただし、現況の森林における施業に伴う場合、必要不可欠と判断され、遺構などに影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は認める。
d 見学路
原則として、既存の見学路以外の新設を認めない。ただし、史跡の保存・活用に資する丁場跡等への新たな見学路や来訪者の見学のための安全確保の整備について、必要不可欠と判断され、遺構などに影響を及ぼさず、史跡としての景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は認める。
e 地形形状変更
盛土や掘削、切土などの地形形状の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。

f 樹木、竹の伐採・植栽

樹木、竹の伐採は、樹木、竹が遺構などに悪影響を及ぼす場合や維持管理上の必要性が高い場合は認める。現況の森林における施業に伴う伐採は、遺構などに影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は認める。

抜根は原則認めないが、保存活用上必要と認められる場合は認める。

植栽は、保存活用上必要で遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。森林における施業に伴う植栽については、遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。

(イ) 伊東市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可

法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、法施行令第5条第4項第1号イからチまでに掲げる事項は、現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令を市の教育委員会が行う。

行為の内容

- ◇ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ◇ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあたつては、建築の日から50年を経過していない小規模建物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住宅専用地域又は第2種低層住宅専用地域におけるもの
- ◇ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ◇ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ◇ 電柱、電線、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ◇ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ◇ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため

め必要な伐採に限る。)

- ◇ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

指定地内における例

- ◇ イベントに利用される仮設建築物の整備（テントほか）
- ◇ 木竹の伐採（枯損木、老朽木の伐採）
- ◇ 標識、案内板、説明板、境界標、安全柵などの設置、改修、除却

（ウ）許可を要しない行為と市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可等

文化財保護法第125条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とされる。

維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に基づく「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

非常災害のために必要な応急措置

想定される具体的な事例は以下のとおりである。

- ・ 地震や台風、火災等の非常災害の際の被害箇所の応急措置、被害拡大防止の措置
- ・ 立ち入り禁止柵等の安全確保のために必要な工作物の設置
- ・ 被災した市民及び来訪者が避難できる安全確保のための仮設物の一時的な設置

保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とする。

（3）史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の取扱い

史跡指定地外にも、周知の埋蔵文化財包蔵地としての石丁場遺跡が広がっていることから、指定地外において開発等の土木工事が計画される際には、事業者と十分な事前調整を

行った上で分布調査や確認調査を実施し、法第93条もしくは同第94条に基づく適切な事務処理を行うこと、史跡に関わる重要遺構が発見された場合には、その保存措置について、事業者に積極的な協力を求めるものとする。

また、史跡指定地を取り巻く周辺環境は、史跡が形成された要因を明らかにする自然的環境を示すものとして、また史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした文化的な景観を損なうことがないよう、関係法令及び関連する個別計画に則って適切に取り扱うものとする。

（４）追加指定

前節における確認調査の結果、重要遺構が発見された場合、もしくは今後の調査研究の進展により、当該史跡の本質的価値を理解する上で欠かすことのできない重要遺構が史跡指定地外において発見・確認された場合において、土地所有者及び占有者と十分に協議をした上で、積極的な協力を受けることができるなど条件の揃った段階で、史跡の追加指定を検討し、関係機関との協議を推進するものとする。

（５）公有地化

今後、史跡の保存・活用・整備を推進するに当たって、公有地化することが適当と考えられた場合、もしくは土地の譲渡等について所有者からの申し出があった場合においては、関係機関等と協議の上、公有地化を検討するものとする。

（６）調査研究

江戸城石垣石丁場跡の実態を解明するため、これまで実施してきた調査成果を踏まえ、その様相を明らかにするための調査研究を継続的に行う。

発掘調査では、史跡指定範囲及びその周辺地域を対象として、採石、加工、運搬の工程や採石した時期を知るための分布調査や確認調査、測量調査や石材分析などの関連調査を行う。

史資料調査では、石丁場の様子を明らかにするために、石丁場に関する絵図や文献、採石用具などの資料の調査研究を行う。

史跡の保存や整備に必要な調査では、同時代の石垣石丁場跡を始めとする様々な事例との比較研究を行う。

なお、これらの成果については、史跡の保存管理や活用、整備に活かす。

第8章 活 用

1 方向性

石丁場跡は神奈川県小田原市や真鶴半島から伊豆半島東海岸、沼津市の伊豆半島北西海岸に約170か所の分布が確認されている。史跡江戸城石垣石丁場跡は其中で特に規模が大きく、保存状況が良好な石丁場として本市の「宇佐美北部石丁場群」、熱海市下多賀の「中張窪石丁場跡」、神奈川県小田原市の「早川石丁場群関白沢支群」が指定を受けた。日本史上最大の近世城郭である江戸城を構築する上で、大量に必要とした石垣用石材の産地として、その採石・加工・運搬技術やそれに伴う労働力の編成を知る上で重要であるだけでなく、江戸時代前半における諸大名の編成をはじめとする公儀御普請の実態や、その背景にある社会的・政治的動向を知る上で重要であることが評価されていることである。

しかし、史跡指定以前から本市や学術団体によって石丁場遺跡の研究・広報活動が行われ、学術的な関心は高まってきているが、広範囲の周知は十分とはいえない。

一方で、宇佐美地区における市民団体による刻印石の保存展示や案内看板の設置が進められてきた。第五次伊東市総合計画第十一次基本計画では、市民と一緒に進めていく方策として、文化財を保護・保存し、後世につたえていくため、地域や保存団体との連携を掲げ（第1章7～9頁）、第3次伊東市観光基本計画では、取り組み・施策の方向性として、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」や市指定史跡「東浦路」及び「宇佐美城跡」などの本市の歴史文化遺産に焦点を当てることで、歴史に関心のある人を対象とした取り組みも推進することが掲げられている（第1章13～14頁）。

こうした現状や保存活用の基本方針を踏まえ、活用の方向性を次のように設定する。

◇現地案内用のパンフレットを作成する。

◇史跡を核としたストーリーを整理し市民一体となって活用する。

◇地域の歴史・文化に学ぶ場として史跡を活用する。

◇史跡の保存を前提として、地域や観光業と連携した効果的な活用を図る。

◇史跡江戸城石垣石丁場跡の所在する熱海市、小田原市および江戸城のある自治体と連携した効果的な活用を図る。

2 方 法

（1）基本的な活用の手法

◇史跡に関連する文化財の調査を計画的に進め、調査成果を報告する講演会や伊東市文化財管理センターにおける展示等を開催し、史跡の価値や魅力を分かりやすく伝える。

◇史跡を中心に宇佐美地区内にある刻印石の保存展示場所や海岸にある刻印石などの地域資源を活かすような動線と案内方法を検討し、見学者への利便性を図る。

- ◇史跡に関連する各種団体が一体となって活用方法を工夫する。
- ◇本市の広報誌、公式ウェブサイトなどを活用して、史跡や関連イベント開催の情報などを広く発信し、できるかぎり多言語化を図る。

(2) 学校教育における活用の手法

ア 小学校

- ・「小学校教育課程 社会」の第6学年に「日本の歴史」の単元があるので、歴史学習に対応した出前授業など、江戸時代の政治・社会や地域の特性について学ぶ仕組みを工夫する。さらに郷土を知る機会として、第3学年の「総合的な学習の時間」では、郷土の歴史を調べる機会があり、他学年にも広く対応した学習プランも工夫する。

イ 中学校

- ・歴史的分野の学習に対応した校外学習として、現地の史跡を見学する仕組みを工夫する。あわせて伊東市史関連書籍などを学習素材として活用していくための情報を提供する。

ウ 高等学校

- ・史跡指定地での調査研究活動などを通して、その価値や魅力を広く発信するなど、史跡・遺跡に関わっていく環境を整えることを目指す。

(3) 生涯学習（社会教育）における活用の手法

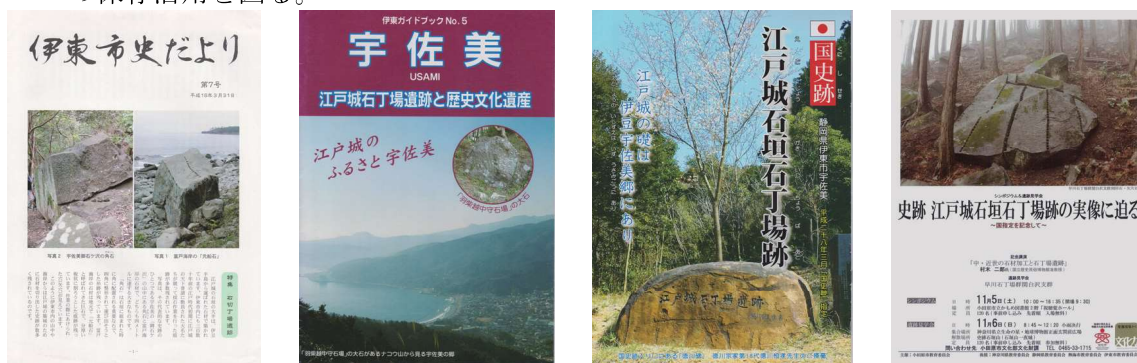
- ◇史跡・遺跡に関する最新の調査研究成果を積極的に発信するため、市民向けの多様な学習講座（市民大学やいでゆ大学など）、研究者向けのシンポジウムの開催などの事業を実施し、史跡や地域の歴史文化に対する理解の促進を図る。また、調査成果等を伊東市文化財管理センターにおける企画展などで行い、広く市民に知ってもらう。
- ◇史跡や地域の文化財を守り育てるために、伊東自然歴史案内人会や地元の史跡保存会・遺跡管理の補助活動を行う人材を育成しつつ、市民一体となって史跡の活用を進める。

(4) 地域における活用（地域おこし・観光）の手法

- ◇市民参画による史跡や地域の歴史文化の調査活動、講座などにより、市民が自ら地域の魅力を発見できるような活用を工夫する。
- ◇史跡を核とし、既存のコミュニティ施設、文化施設、教育施設等を連携させた地域の魅力向上に資するような活用を図る。
- ◇JR宇佐美駅などの交通拠点や宿泊施設などで観光客を誘致できる情報発信の方法を工夫する。
- ◇日本史上最大の近世城郭である江戸城をはじめ、18世紀には世界最大都市になったといわれている江戸において、伊豆地域の石材が礎となっていることをアピールする。
- ◇国際観光温泉文化都市である本市にある史跡として、外国人観光客を意識した公開・活用を進める。

(5) 広域連携による活用の手法

- ◇静岡県、神奈川県や熱海市、小田原市、その他の石丁場遺跡を抱える市町との連携・協働による保存活用を図る。
- ◇特別史跡・江戸城跡を有する千代田区や史跡江戸城外堀跡を有する新宿区や港区、中央区などとの地域間交流（生産地と消費地の新たな関係の構築）を図る。
- ◇史跡の保存を前提として「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」や「美しい伊豆創造センター（美伊豆）」、「伊豆半島ジオパーク推進協議会」などの組織との適切な協力・連携を図る。
- ◇大学や博物館などの研究機関、歴史研究団体と連携・協力して調査研究の進展と史跡の保存活用を図る。



石丁場を紹介した広報紙や冊子、関連したシンポジウム資料



学校と保存会の連携による社会科学習の実施



修学旅行で江戸城石垣を学習（東京）



小学校内の江戸城石丁場遺跡学習館（保存会設置）



江戸城石丁場遺跡 拓本・写真展
（宇佐美コミュニティセンター）

図 8 - 1 活用の事例

第9章 整備

1 方向性

宇佐美北部石丁場群内の指定地は、採石に伴うと考えられるクレーター状のくぼみや矢穴石、刻印石により、採石から石垣用石材への加工工程を推定することができる所もあり、採石を行った大名の名前などが刻まれた刻印群により公儀御普請であることを実感できる史跡である。これらが本質的価値であることから、恒久的にこの景観の保全を優先させる必要がある。一方で、ある程度の石丁場に関する知識がないと採石から石垣用石材への加工の状況をイメージすることは難しいため、具体像をわかりやすく提示し、指定地域の適切な整備を行う必要がある。

このような状況の中で、史跡の保存と活用を図るため、既存の見学路を効果的に活用し得るように動線計画を設定しつつ、遺構の保存あるいは来訪者の安全管理上問題のある箇所に対する立入制限をするなど、遺跡の保存と安全な見学に適した整備を行う必要がある。また、適切な一般公開など活用を速やかに進めるため、本格的な整備の前段階において遺跡の保存と安全確保を前提に暫定的な整備を行うとともに、本格的な整備も含めた全体的な整備計画についても、短・長期に区分した事業内容を検討する必要がある。

このような現状を踏まえ、整備にかかわる保存と活用についての基本的な方向性を次のように設定する。

- ◇整備の前提となる情報収集のための発掘等の調査を計画的に進め、その所見を整備に生かす。
- ◇史跡内の歴史的景観を保全するために最適な植生管理を行う。
- ◇史跡の損傷防止のため、管理を行う。
- ◇史跡内の遺構や景観に留意しながら、見学路を適切に維持管理し、本史跡の来訪者に対し、安全対策を進める。
- ◇既存の見学路を効果的に活用する適切な見学動線の設定を行う。
- ◇動線計画に沿った効果的な案内板等の設置を早期に進める。
- ◇活用の拠点となる施設整備を行う。
- ◇整備は、短期的、長期的に取り組むべきものに分け、計画的に行う。
- ◇わかりやすいパンフレットの作成及びパンフレットボックスをおく。

2 方法

ここでは、整備の方法について、保存のための整備及び活用のための整備事業に区分して示す。

(1) 保存のための整備

- ◇史跡指定地内は、原則として現況面に盛土を行わず、適切な清掃、下草除去等の維持管理を基本とする。
- ◇通常の来訪者がむやみに遺構等に立入ることによる史跡の破損や危険を防ぐために適切な見学路を設ける。
- ◇史跡指定地内において、急傾斜地の場所で来訪者の安全を確保できない場所（C地点・図7-1）、後世に石丁場の姿を残す上で、来訪者の見学により現状を維持することが難しい場所（E地点の一部・図7-1）について、現状を維持するため、保存のための整備にとどめる。
- ◇樹根による石材の移動、破損が確認、予想される箇所は、樹根の除去などの処置を実施する。
- ◇崩落危険箇所等の点検を行い、必要に応じて復旧、防止措置を行う。
- ◇台風や豪雨など、自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害拡大の防止措置を行い、被害状況を把握した上で、可能な限り早期復旧を行う。方法については、遺構の保存及び景観に配慮したものとする。
- ◇法第115条に基づき、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標を設置しなければならない。
- ◇刻印石等の記録保存のために3次元化データの作成等を工夫する。

(2) 活用のための整備

ア 史跡指定地内

- ◇史跡内の見学にあたっては、来訪者が安全に見学でき、安心できる整備を行う。
- ◇既存の見学路や石垣用の石材の採石・加工の工程がわかる場所では、江戸時代初期の江戸城修築に伴う採石作業の様子をわかりやすく伝えられるように、イラストなどを入れるなど説明板の内容を工夫する。
- ◇採石坑遺構、刻印石、矢穴石などの本質的価値を構成する要素がわかるように維持管理し、公儀御普請に伴う石丁場の姿を体感してもらう場とする。
- ◇発掘調査等で確認された資料は、専門的知見に基づいて、その保存や展示、表示方法を工夫する。
- ◇史跡指定地の説明板の内容については、歴史的経過とともに、史跡の重要性、採石から石材搬出までの往時の様子が分かりやすく理解できるように留意する。総合案内板は、効果的な位置に設置する。

◇既存の見学路を活かす。また、案内板、方向標示板等のサイン類など史跡内の景観にふさわしい誘導標識を設置する。

イ 史跡指定地外

◇映像等のデジタル技術を有効に活用し、楽しみながら史跡・遺跡を理解でき、史跡指定地へ誘う仕組みを工夫する。

◇駐車場、休憩所、トイレなどの便益施設、倉庫等の管理施設を設置する。

◇史跡へのルート沿いにガイダンス施設を設置する。ガイダンス施設では、史跡江戸城石垣石丁場跡の歴史的背景、価値、往時の姿などの詳細な情報を映像や模型等を使って、分かりやすく来訪者に説明するとともに、宇佐美地域の石に関する歴史やその他の文化財などについても総合的に学習できる場とする。また、休憩スペース、管理室、トイレ等の施設を設置する。

◇整備する施設等ではできるだけ多言語表記などに配慮する。

◇既存の刻印石保存展示場所や宇佐美コミュニティセンター、公園などに整備されている石丁場に関する説明板の内容を充実させ、見学へ誘うような情報の掲示方法を工夫する。



図9-1 説明板・案内板・標柱・見学路階段・立入禁止柵等の例（伊東市内ほか）

第10章 運営・体制の整備

1 方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡の今後の適切な保存活用に資するため、運営・体制の整備を推進し、その充実を図る必要がある。

史跡の保存管理、活用、整備、運営を進めるためには、文化財所管課の充実、観光、産業、農林、都市計画、土木などの関係部局との連携を図ることが必要である。さらに、地権者や市民との協議は不可欠であり、十分な理解と協力が必要となる。また、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会や専門的研究機関などの指導・助言を得ながら適切な保存活用を図る必要がある。

こうした課題を踏まえ、本市は史跡の管理団体及び埋蔵文化財等の文化財保護を担う地方公共団体として、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら、必要な行政事務を適切に行うものとし、運営・体制整備の方向性を次のように設定する。

1	史跡の保存管理、活用、整備、運営は、伊東市教育委員会生涯学習課が中心となって進め、庁内体制の充実を図る。
2	運営については、協議・検討する場を設け、関係機関や市民との連携を図る。
3	市民と行政が協力、連携し史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制、の整備を目指す。

2 方法

ここでは、運営・体制の整備の方法について区分して整理する。

(1) 保存管理体制の整備

- ◇文化財保護を所管する伊東市教育委員会生涯学習課が所管するとともに、保存・活用の重要性の相互理解と課題等の共有化を図り、取組みを円滑に推進するため、庁内の関係部署とのスムーズな意思疎通を図り、情報を共有する協議の場を設定する。
- ◇史跡の管理者である本市は、保存管理、活用、整備に係る事業を見据えた体制の充実を図る。持続的な史跡の保存活用、調査研究を行うための体制の検討及び専門職員の育成・確保に取り組む。
- ◇史跡に関する調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制及び計画の進捗状況等に対する指導・助言を行う専門的研究機関を構築する。
- ◇保存管理、活用全般について、引き続き国・県、同じ史跡を管理する神奈川県、小田原市、熱海市などの自治体と密接に連携する。

(2) 市民の参画推進と連携

◇現在、活動している団体は以下の2団体であり、今後も連携を図る。

- ・伊東自然歴史案内人会は平成19年に設立された。会員数は108名（2020年5月現在）で、宇佐美、伊東市街地、松川湖・一碧湖及び城ヶ崎・大室山の4エリアに分けて、観光客に伊東市の豊かな自然、歴史や文化などの案内を行っている。また、「ゆったり・湯めまちウォーク」として企画したイベントも開催している。宇佐美地区では、「江戸城のふるさと・宇佐美石丁場遺跡ウォーク」として、案内説明等を行っている。
- ・宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会は、任意団体、NPO法人を経て平成30年に設立された。会員数は9名である。史跡江戸城石垣石丁場跡に係る活動としては、史跡内のパトロール、除草等美化活動、宇佐美小学校等における国史跡に関する授業支援、県内外の団体客への現地説明、JR宇佐美駅前御石公園屋外写真展や清掃などを行っている。

◇史跡の清掃などの恒常的管理、見学者への解説など、史跡に関連する活動を行う団体などと協力し保存管理、活用の体制を整え、史跡の包括的な運営組織を構築する。

◇史跡に関わる市民団体等が加わる総合的な管理運営体制を構築する。

第11章 施策の実施計画

本市における石丁場遺跡は25遺跡群、85丁場が確認され、調査の進展等によって遺跡の箇所、面積が増え、史跡の追加指定を検討することも考えられる。しかし、全体的な整備には多くの費用と時間が必要であり、保存・活用の優先順位をつけて実施していく。

整備については、本計画において基本的な方向性を示すが、具体的な整備内容や実施スケジュール等については、本計画に基づいて策定される史跡保存整備基本計画や個別の実計画において詳細に検討することになる。また、整備には短期的な取組み（2025年度まで）と長期的な取組み（2030年度まで）が必要であるため、実施期間を示し、着実な実施に努めることとする。

なお、計画の実施に当たっては、進捗状況等の経過観察と点検を適宜行い、保存活用が確実に図られるよう、必要に応じて計画の見直しと改善を行っていく。

表11－1 保存活用に関する施策の実施期間

	項 目	2021～2025年度	2026～2030年度
保存 管理	保存活用計画	現状変更取扱い基準等の運用、点検総括	点検総括・見直し
	恒常的な維持管理	樹木管理・草刈り、定期的見回り	
	追加指定	指定地外の重要な遺構の追加指定	
	公有地化	状況に応じて対応	
活 用	情報発信	ホームページ、パンフレット、展示	
	学校教育・生涯学習	文化財ウォーキング、出前授業、講座、文化財講演会、企画展	
	市内文化財等の連携	マップ作成、自然歴史案内人会、保存会等との連携	
整 備	史跡指定地内	間伐、下草除去、見学路の整備、維持、安全対策、説明板、案内板設置	適正な植生管理
	史跡指定地外	見学路案内板更新等、東浦路、離山コースの再開	ガイダンス施設、駐車場、トイレ等の整備
	保存整備基本計画	保存整備基本計画作成・運用	運用
運営 体制	関係機関等の連携 運営体制整備	体制作り、運営、維持	
調査 研究	発掘調査、関連調査	発掘調査の継続 石丁場遺跡関連の研究と成果発信	

第12章 経過観察

1 方針

史跡の確実な保存と充実した活用は、将来に向けて持続的に取り組むべきものである。そのため、保存活用計画の進捗度の把握や史跡の状況変化などを定期的に点検し、その後の保存管理の円滑な実施等の改善に活かす必要がある。

この作業は、教育委員会生涯学習課が主体となって実施し、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら専門的機関に意見を求め、より適切で確実な保存活用に活かしていく。

2 方法

史跡を確実に後世へと繋げていくため、文化庁文化財部記念物課監修の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』（平成27年3月）に示されている、計画策定→事業（保存・活用・整備）の実施→自己点検を含む経過観察→計画の見直しという循環過程を基本に史跡の管理運営を進める。

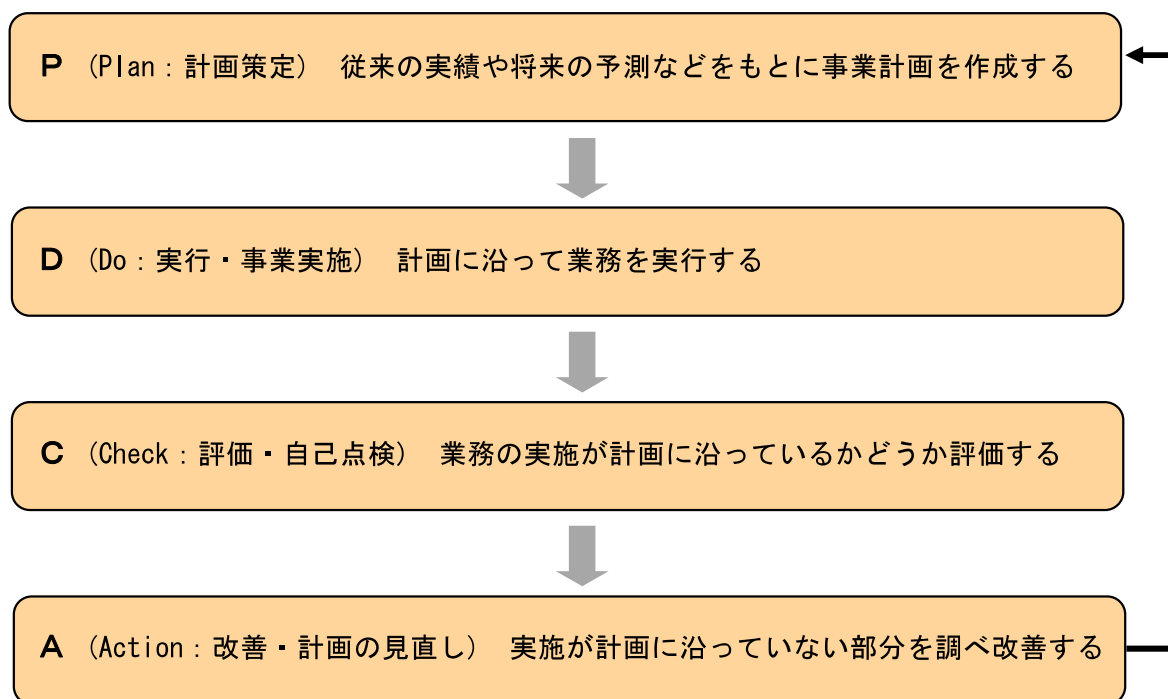


図 12－1 経過観察の方法

表 12-1 経過観察項目一覧

区分	項 目	観察時期・期間
保存 管理	史跡及び周辺における調査の進展はあったか	年度末集約
	樹木管理は適切に行われたか	年 2 回
	現状変更の取扱い基準は適切に運用されたか	年度末集約
	必要に応じて追加指定に向けた検討を進めたか	年度末集約
	公有地化に向けた検討を進めたか	年度末集約
活用	イベントや体験プログラムが企画・実施されたか	年 2 回
	学校教育による史跡見学の実績はあったか	年 2 回
	学校教育における学習のための教材開発を行ったか	年度末集約
	見学動線の設定もしくは整備は適正か	年度末集約
	史跡の情報発信は適切か	年 2 回
整備	史跡へのルート沿いにガイダンス機能等の施設が検討され、整備されたか	年度末集約
	本質的価値を顕在化する整備が実施されたか	年度末集約
	周辺の景観整備等は実施されたか	年度末集約
	デジタルコンテンツを活用した整備は実施されたか	年度末集約
	便益施設は設置されたか	年度末集約
運営 体制	運営の担い手の育成は適切に実施されたか	年度末集約
	関係団体や市民との連携は十分か	年度末集約
	国・県との連絡・協議は十分か	年度末集約
	史跡関係自治体との連携・情報共有は適切か	年度末集約
	関連分野（観光、産業、まちづくり）との連携は十分か	年度末集約
	史跡の管理や活用に係る組織は設立され、機能しているか	年度末集約
	組織の運営は適切か	年度末集約
調査 研究	目的を明確化し、適切な発掘調査を実施しているか	年度末集約
	調査研究の成果を発信しているか	年度末集約

史跡江戸城石垣石丁場跡の大綱

1 史跡の保存	江戸城修築とその後の江戸の発展に大きく寄与したことを示すかけがえのない史跡として、市民一体となり、後世に伝えていく。
2 文化力の向上	市民が史跡に学ぶ環境を整え、伊東市の文化力向上を図る。あわせて、史跡に学ぶことを通して、市民の一層の郷土伊東への愛着と誇りを醸成する。
3 魅力の発信	史跡を一つの大きな核として、伊東市全体の文化的な魅力を国内外に向けて情報発信を行い、史跡を訪れる人が我が国の歴史的な重みを感じることができるようにする。あわせて、文化観光への活用を図る。
4 自治体間の協力	史跡江戸城石垣石丁場跡が所在する熱海市（静岡県）、小田原市（神奈川県）などの自治体と必要な協力をして保存活用を推進する。



基本方針

保存管理

- ・史跡の恒久的な保存を図る。
- ・適切な方法により維持管理を図る。
- ・計画的な発掘調査を推進する。

活用

- ・研究及び情報発信の拠点として、継続的な調査・研究を進める。
- ・史跡とそれを取り巻く地域の新しい文化的価値の創造につなげる。
- ・文化資源として観光活用を図る。

整備

- ・史跡の価値を損なわないよう最大限の注意を払う。
- ・見学時の安全に配慮し、史跡の価値や魅力をわかりやすく伝える仕組みを構築する。
- ・JR 宇佐美駅から史跡まで誘導するルートの整備を行う。

運営・体制

- ・管理者と市民団体等が協力して管理運営機構を構築する。
- ・学校、コミュニティ施設等との連携を図る。

調査研究

- ・石丁場遺跡に関する調査・研究を進める。
- ・調査・研究の結果は、国内外に情報発信する。

卷 末 資 料

卷末資料目次

江戸城関連歴史略年表	93
石丁場に関する用語	96
城の石垣ができるまでの模式図	98
主要参考文献	99
関係法令等	102
伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例	102
伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会規則	102
文化財保護法（抄）	102
文化財保護法施行令（抄）	109
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）	111
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抄）	112
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）	113
史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）	114
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抄）	115
文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	116
伊東市文化財保護条例（抄）	118
森林法（抄）	119
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抄）	120
都市計画法（抄）	122

江戸城関連歴史略年表

西暦	和暦	将軍	事項
1457	長禄元		江戸城完成、太田資長（道灌）入城
1486	文明 18		太田道灌、主君扇谷上杉定正に討たれる
1524	大永 4		北条氏綱、上杉朝興の軍を破り、江戸城を奪い入城。 江戸城、小田原北条氏の一支城となる
1590	天正 18		北条氏政・氏直父子、小田原城を開城、北条氏滅亡 徳川家康江戸城に入城 外郭の拡張、空堀を埋める工事を行う
1591	天正 19		徳川家康、配下の武将たちに、領地 1 万石につき、人夫 5 人を出させて、江戸城を修築させる
1592	文禄元		家康、徳川一門と譜代家臣に江戸城西の丸拡張を命じる
1593	文禄 2		西の丸が完成（現存せず） 本丸、二の丸、三の丸、吹上の工事に着手
1600	慶長 5		関ヶ原の戦い
1603	慶長 8	家康	徳川家康、征夷大將軍に任じられ江戸に幕府を開く 諸大名に城下の運漕のため水路掘削を命じる
1604～1605	慶長 9～ 10		江戸城拡張工事着手 西国諸大名 28 家などに対して十万石につき百人持ちの石材 1120 個と木材の江戸へ運送を命じる。石船建造を命じる
1606	慶長 11	秀忠	秀忠、諸大名に対し江戸城本丸、大手、天守台などの修築を命じる 石垣普請の助役の命を受けた大名により、相州真鶴一帯から伊豆沿岸に石材が収集される 家康の命で、藤堂高虎、江戸城の総縄張に着手 暴風雨により江戸城石材運搬船の多数が転覆・沈没
1607	慶長 12		関東・奥羽・信越の諸大名に江戸城天守台の修築を命令 本丸外郭の改修工事起工。天守台、完成
1611	慶長 16		奥羽、関東の諸大名に西の丸修築と堀の開削を命じる
1612	慶長 17		江戸城外郭の土塁を石垣積みにするため伊豆から石材調達
1614	慶長 19		西国大名を中心に本丸・二の丸・三の丸などの石垣修築虎ノ門石垣工事（鍋島、伊東） 大阪冬の陣のため、工事は一時中止

1615	元和元		大坂夏の陣（豊臣氏滅亡）
1616	元和2		徳川家康死去
1618	元和4		関東の大名に命じて西の丸南堀修築
1620	元和6		東国・西国大名に、江戸城の修築 1614年、未完成部分の継続
1622	元和8		西の丸、再び修築。ここを前將軍の住居とする 本丸御殿、天守櫓の修築、天守台の石垣の改修始まる
1623	元和9	家光	秀忠、將軍を辞し、西の丸に隠居。家光、將軍になる
1624	寛永元		西の丸御殿の改修終わる
1626	寛永3		西の丸、石垣を再修築
1627	寛永4		日比谷門、梅林坂門造営
1629	寛永6		助役普請を諸大名に命じ、惣構の拡張工事に着手 江戸城西の丸及び西の丸外郭石垣及び堀工事 江戸城外郭門（日比谷・数寄屋橋・鍛冶橋・呉服橋・常盤橋・ 神田橋・一ツ橋・雉子橋各門）工事
1634	寛永11		西の丸御殿、焼失
1635	寛永12		二の丸御殿の普請・拡張に着手
1636	寛永13		江戸城外堀・外郭門修築工事及び作事の総仕上げのため全国 諸大名を総動員する 東国大名は塁と堀を、西国大名は石垣工事に当たらせる 焼けた西の丸御殿の再建工事始まる 江戸城の主郭、内郭、外郭と惣構が完成
1637	寛永14		天守・本丸御殿の改築に着手。全築城が完了 本丸御殿改修、家光が入る
1639	寛永16		江戸城本丸御殿台所より出火、殿舎焼失 焼失した本丸殿舎・櫓・外郭門（牛込・市谷・四谷・赤坂の諸 門）の再築に着手。翌年、本丸完成
1641	寛永18		二の丸、三の丸の石垣を修理
1643	寛永20		三の丸に三の丸御殿を建てる
1645	正保2		赤坂門外より吉祥寺橋（水道橋）にいたる堀の浚（さら）いを 開始
1648	慶安元		西の丸、修築
1653	承応2	家綱	玉川上水敷設（～1654）
1657	明暦3		明暦の大火、西の丸を除き、天守など焼失
1659	万治2		本丸御殿、二の丸、三の丸を再建、天守は再建されず

1703	元禄 16	綱吉	江戸大地震に見舞われる（元禄大地震）
1704	宝永元		元禄大地震に伴う牛込・四谷門普請
1853	嘉永 6	家定	江戸城の對外防備のため、浜御殿沖、品川沖に台場築城決定
1854	安政元		1・2・3 番の品川台場普請に着工 5・6 番品川台場完成。ペリー浦賀に再来
1856	安政 3		安政の大地震。市谷・四谷・赤坂諸門修理 赤坂御門より市谷御門までの大土手崩所の修復
1863	文久 3	家茂	江戸城本丸、二の丸、西の丸の焼失
1868	慶応 4	慶喜	江戸城開城
1868	明治元		江戸を東京と改称 江戸城を東京城に改称し、皇居とする

※太字の慶長 9 年から寛永 13 年までは、史跡江戸城石垣石丁場跡に関わると思われる事項

※年表作成にあたり、下記の資料を参考にした。

西ヶ谷 2009、村井 1964、三瓶 2007、千代田区 2008、伊東 2008、東京市役所 1911、黒坂 1998

石丁場に関する用語

いしびきみち 石曳道（石引道）

石丁場から船着場の海岸まで石材を運び出すための道。近世の村絵図には山中の石丁場から海岸の船着場までの間に描かれたもの、発掘調査事例としては神奈川県小田原市早川石丁場群関白沢支群がある。

がんぎいし 雁木石

階段（石段）に用いられたところからその名がある。石段に似た細長い四角柱状の石。

きょうかいし 境界石

丁場の境界を記した石。移動しないよう大きな自然石に文字や記号で記されていることが多い。記号の場合は尾根上にあり、その石を境に、左右に違う刻印が見られる。文字の例としては、尾張藩の絵図に残る「尾」の字を刻んだ石がある。

けんち いし 間知（地）石

形状は、面が原則としてほぼ方形に近く、四角錐形を呈した切出石。

こうぎごふしん 公儀御普請

幕府主導の大規模工事であり、諸大名を動員して、ヒト・モノ・カネ・スキルが集中的に投入された。なお、近世初期の史料（同時代に大名が発給した文書）では、「公儀御普請」という用例が多い（白峰2015）。なお、他に、「石垣之手伝普請」、「手伝普請」と表記されるものもある（白峰2010）。

こく いん 刻 印

ノミ等で刻まれた印または文字を有する石のことを呼び、文献史料と合わせて大名の決め手となる重要な資料であり、伊東市内では現在、129種類が確認されている。

こっばいし コッパ石（木端石）

調整時に発生する剥離した小さな石材。石屑。

すみ いし 角 石

石垣の角を出すため整形された直方体の石。丁場に残る石の中ではサイズが大きい。石垣全体の勾配を決める重要な石。

すみわきいし 角脇石

角石の脇におかれるほぼ直方体の石。角石と面の大きさが同じ。角石を補佐する石で、角石とともに重要な石。

ちょうせいし 調整石

角石や平石を作り出そうとした石。整形が完成されていない、目的の石にしようとした意図が見える石。

ちょう ば 丁 場

作業場を指す近世以前からの言葉である。「石丁場」は、伊豆の近世地方史料に見られる採石場を指し、他に「石場」や単に「丁場」と記されることもある。全国的には「石切場」と表記される例が多い。伊豆地域では、伝統的にこうした石切場のことを

「石丁場」と呼ぶ。

ひょうしきいし
標識石

文字等によって大名の名を表した石のことを呼び、文字、刻印等で石丁場の境界を示している境界石を含めて、伊東市内では7例が確認されている。

ひらいし つきいし
平石（築石）

石垣の中で、角石や角脇石にならない石。石垣を作る上で一番量を必要とする石。伊東市内で採石された石は、平石が多いと考えられている。

や あな や あないし
矢穴、矢穴石

矢穴は石材を割り取るために使用される「矢」を入れるため彫られた穴。矢穴石は矢穴の彫られた石のことを呼び、矢穴の幅や間隔などから採石された時期を推定する重要な指標の一つになっている。

※用語については、兵庫県教育委員会 2008、芦屋市教育委員会 2006、島田 1991、杉山 2010、田端 1988、白峰 2010、2015 を参考にした。

主要参考文献（五十音順）

- | | | |
|---------------|------|---|
| 芦屋市教育委員会 | 2006 | 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅴ 岩ヶ平刻印群(第85地点)発掘調査報告書ー長州藩毛利家石切丁場跡における発掘調査の成果ー 芦屋市文化財調査報告 第61集』 |
| 熱海市教育委員会 | 2009 | 『熱海市内伊豆石丁場遺跡確認調査報告書ー熱海市文化財調査報告書ー』 |
| | 2020 | 『史跡江戸城石垣石丁場跡(中張窪石丁場跡)保存活用計画書』 |
| 伊豆の国市 | 2019 | 『史跡願成就院跡・史跡伝堀越御所跡・史跡北条氏邸跡(円成寺跡)保存活用計画』 |
| 伊東市 | 2021 | 『伊東市 総合防災ガイドブック』 |
| 伊東市教育委員会 | 1991 | 『伊東市文化財地図』 |
| | 1991 | 『宇佐美北部石丁場群分布調査報告書Ⅰ』 |
| | 2010 | 『静岡県伊東市 伊豆石丁場遺跡確認調査報告書』 |
| | 2014 | 『静岡県伊東市 伊豆石丁場遺跡確認調査報告書Ⅱ』 |
| 伊東市史編纂委員会 | 1958 | 『伊東市史』本編 |
| 伊東市史編さん委員会 | 2013 | 『図説 伊東の歴史』第二刷 |
| | 2015 | 「伊東市史叢書6」『伊東の自然』 |
| 伊東市史編集員会 | 2013 | 「伊東市史 別編」『伊東の自然と災害』 |
| | 2017 | 『伊東市史 史料編 考古・文化財』 |
| | 2018 | 『伊東市史 通史編 伊東の歴史Ⅰ』 |
| | 2019 | 『伊東市史 通史編 伊東の歴史Ⅱ』 |
| 今治市教育委員会 | 2020 | 『史跡 能島城跡 保存活用計画』 |
| 宇佐美村 | 1914 | 『宇佐美村誌』 |
| 江戸遺跡研究会 | 2010 | 『江戸遺跡研究会第24回大会(発表要旨)江戸城・城下と伊豆石』 |
| 大高吟之助 | 1970 | 「第一章 宇佐美村の大要 第一節地勢と海域」『伊東漁業史下巻』 |
| 大類正久 | 1979 | 「伊豆半島、大室山火山群地久保火口の ¹⁴ C年代」『火山』24-2号 日本火山学会 |
| 岡田善十郎 | 1996 | 『東伊豆町の築城石』東伊豆町教育委員会 |
| 長田實・小出義治ほか | 1962 | 『伊東市史』資料編 伊東市史編纂委員会 |
| 小田原市教育委員会 | 2016 | 「シンポジウム 記録集」『史跡江戸城石垣石丁場遺跡の研究の実像に迫るー国指定を記念して』小田原市教育委員会 |
| 加藤清志 | 1988 | 『中学・高校生に語る 郷土宇佐美の歴史』長田文化堂 |
| 加藤好一・J Aあいら伊豆 | 2009 | 『ほっとふるさとー伊東・熱海の歴史と旧跡の再発見ー』 |
| 金子浩之・岡田善十郎 | 1994 | 「伊豆石丁場遺跡調査の現状」『江戸時代の生産遺跡』江戸遺跡研究会第七回大会発表要旨 |
| 金子浩之 | 1995 | 「生産遺跡-伊豆石丁場-」『季刊考古学』53号 |
| 金子浩之・杉山宏生 | 2003 | 「江戸城の石切丁場」『城郭シンポジウム石垣普請の風景を読む』東北芸術工科大学 |
| 金子浩之 | 2007 | 「近世伊豆国船と都市江戸の石垣-海との関係から-」『城郭史学研究』二七号 日本城郭史学会 |
| | 2007 | 「伊豆石」『季刊考古学』99号 |
| | 2009 | 「江戸城向け石丁場の現状」『別冊ヒストリア 大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会 |
| | 2011 | 「江戸城石垣石丁場関連遺跡」『月刊文化財』548号 第一法規 |
| | 2011 | 「伊豆石の石割技法と流通・運搬」『江戸の石を切る』静 |

	岡県考古学会	
	2015 「石丁場遺跡研究の到達点と課題」『石造文化財』7号 石造文化財調査研究所	
	2015 「江戸城向け伊豆石丁場の運用 - 文献史料との整合性を中心に - 」『織豊城郭』第15号 織豊城郭研究会	
	2015 「江戸へ運ばれた石材と近世史上の位置」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館	
北原糸子	1995 「伊豆石丁場と都市江戸の構築」『江戸城外堀跡・赤坂御門・喰違土橋～地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡発掘調査報告書3』帝都高速度交通営団地下鉄7号線溜池・駒込遺跡調査会ほか	
	1999 『江戸城外堀物語』ちくま新書 筑摩書房	
	2012 『江戸の城づくり 都市インフラはこうして築かれた』ちくま学芸文庫 筑摩書房	
宮内庁管理部	2007 『特別史跡 江戸城跡 皇居東御苑内本丸中之門石垣修復工事報告書』	
	2009 『特別史跡 江戸城跡 皇居山里門石垣修復工事報告書』	
	2013 『特別史跡 江戸城跡 皇居桔梗濠沿い石垣修復報告書』	
久野 久	1971 『伊豆伊東地域 地質学ノート』伊東郷土研究会	
黒坂勝美編	1998 『新訂増補 國史大系 徳川實紀 第一篇』吉川弘文館	
	1998 『新訂増補 國史大系 徳川實紀 第二篇』吉川弘文館	
後藤宏樹・梶原勝ほか	2001 『千代田区文化財調査報告書12 江戸城の考古学』	
	2011 『千代田区文化財調査報告書19 江戸城の考古学Ⅱ』	
後藤宏樹	2015 「江戸城跡と石丁場遺跡」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館	
小山真人	1992 『伊豆半島の火山-その生い立ち・現在・未来-』静岡県	
	2010 『伊豆の大地の物語』静岡新聞社	
埼玉県比企郡小川町教育委員会	2017 『国指定史跡 下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画書』	
財団法人 かながわ考古学財団	2007 かながわ考古学財団調査報告 213 早川石丁場群 関白沢支群 広域農道整備事業（小田原湯河原線）に伴う発掘調査』	
斎藤俊仁・高橋俊一・和田秀樹	2003 「伊豆大室山火山の ¹⁴ C年代」『火山』48-2号	
静岡県教育委員会	2015 『静岡県文化財調査報告書第66集 伊豆半島の石丁場遺跡』	
	2016 『石丁場遺跡の魅力を語る』	
静岡県埋蔵文化財センター	2016 『静岡県埋蔵文化財センター調査報告 50集 岡・玖須美石丁場群Ⅱ遺跡 伊東市 平成25～27年度伊東大川支川萩沢火山砂防【防災・安全交付金】事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	
島田冬史	1991 「1 採石工程と石丁場調査に係る用語等について」『宇佐美北部丁場群分布調査報告書Ⅰ』伊東市教育委員会	
白峰 旬	2010 「近世初期（元和・寛永期）の公儀普請（城普請）の実態に関する考察Ⅰ-石材調達・石垣普請の事例を中心に-」『別府大学紀要』第51号 別府大学 近世初期（元和・寛永期）の公儀普請（城普請）の実態に関する考察Ⅱ-石材調達・石垣普請の事例を中心に-」『史学論叢』第40号 別府大学史学研究会	
	2015 「江戸城普請と石材調達」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文	

	館	
杉山宏生	2011	「熱海・伊東・東伊豆（伊豆東海岸）の石丁場」『静岡県考古学会シンポジウム江戸の石を切る 伊豆石丁場遺跡から見る日本の近世社会』静岡県考古学会
	2015	「西相模・東伊豆の安山岩石丁場」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館
鈴木 茂	1974	「伊豆石と江戸城-新発見の屏風図をめぐって-」『歴史手帖』2-9 名著出版
	1995	「江戸城の石垣と伊東の石切場」『伊東・文化財とその周辺』伊東市教育委員会
	2014	『サガミヤ選書 18 江戸城石材提供地について』（株）サガミヤ
高木浅雄	1989	「戸田村の石切文書」『沼津市博物館紀要』13 沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館
田端実夫	1975	『ものと人間の文化史 15 石垣』法政大学出版局
千代田区・港区・新宿区	2008	『史跡 江戸城外堀跡 保存管理計画書』
東京市役所編	1911	『東京市史稿 皇城篇 第一』
東京都埋蔵文化財センター	2014	『東京都埋蔵文化財センター調査報告 第 290 集 港区品川台場（第五）遺跡 ―品川ふ頭再編整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査―』
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 長野市	2020	『史跡等の保存活用計画 - 歴史の重層性と価値の多様性 平成 30 年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』
	2015	『史跡大室古墳群エントランスゾーン 保存整備事業報告書』
西ヶ谷恭弘	2009	『江戸城 - その全容と歴史 - 』（株）東京堂出版
沼津市教育委員会	2016	『国史跡長浜城跡 整備事業報告書』
浜松市	2020	『史跡 二俣城跡及び鳥羽城跡 保存活用計画』
葉室和親	1977	「伊豆半島大室山天城側火山群地久保中央火山口丘降下スコリア、カワゴ平火砕流の ^{14}C 年代」『火山』22-4 日本火山学会
	1978	「大室山火山群の地質」『地質学雑誌』84-8 号
早川由紀夫・小山真人	1992	「東伊豆単成火山地域の噴火史 1 : 0~32ka」『火山』37-4
原 貞治	1989	『伊東市の気象と災害』創栄出版
東伊豆町教育委員会	1996	『東伊豆町の築城石』
兵庫県教育委員会	2008	『徳川大坂城東六甲採石場 ―国庫補助事業による詳細分布調査報告書―』
文化庁文化財部監修	2016	『月刊文化財』第 629 号 第一法規
文化庁文化財部記念物課	2005	『史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - 』
	2013	『発掘調査のてびき - 各種遺跡調査編 - 』
	2015	『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
村井益男	1964	『江戸城』中公新書 45 中央公論社
森 善壽	1981	『宇佐美の年輪』伊豆新聞社
文部科学省構内遺跡調査会	2006	『文部科学省構内遺跡Ⅱ』東京都千代田区「史跡江戸城外堀跡発掘調査報告」大成・新日鐵・日本電設・三菱重工業建設共同企業体

○伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例

平成 31 年 3 月 25 日伊東市条例第 8 号

(設置)

第1条 国指定史跡江戸城石垣石丁場跡の保存活用に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の策定に必要な調査、審議等に関すること。
- (2) その他伊東市江戸城石垣石丁場跡の保存活用のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任

命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬額及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3号)に定めるその他法令及び条例に規定する委員会委員長又は委員の例による。ただし、第3条第2項第1号の委員の報酬額は、日額10,000円とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会規則

平成 31 年 3 月 28 日伊東市教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例(平成 31 年伊東市条例第 8 号)

第 6 条の規定に基づき、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第 4 条 委員会は、次に掲げる部会を設置することができる。

(1) 専門部会

(2) 市民部会

(専門部会)

第 5 条 専門部会は、計画策定について学術的な視点から審議・検討する。

2 専門部会は、伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指名する委員 6 人以内をもって組織する。

3 専門部会の部会長及び副部会長並びに部会の会議については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(市民部会)

第 6 条 市民部会は、計画策定について市民の視点で必要な事項について審議・検討する。

2 市民部会は、教育委員会が指名する委員 6 人以内をもって組織する。

3 市民部会の部会長及び副部会長並びに部会の会議については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、教育長が招集する。

○文化財保護法(抄)

昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号

最終改正：平成三十年六月八日法律第四十二号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資すると

ともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これら

のものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。))について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。))を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。))が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。))であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別

史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を

聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、

- 管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
- (復旧に関する命令又は勧告)
- 第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
- (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)
- 第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)
- 第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
- (現状変更等の制限及び原状回復の命令)
- 第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一

- 項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命じることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
- (関係行政庁による通知)
- 第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。
- (復旧の届出等)
- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
- (環境保全)
- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命じることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (管理団体による買取りの補助)
- 第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取

る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活

用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十一章 文化審議会への諮問

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第一百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
 - 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 五 国による重要文化財の買取り
 - 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成

等につき補助すべきものの選択

- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第

- 百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)(又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)(により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府

- 県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
(書類等の経由)
- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)(を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。
(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)
- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。
(事務の区分)
- 第百九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○文化財保護法施行令(抄)

昭和五十年九月九日政令第二百六十七号

最終改正：平成三十一年三月三十日政令第二百二十九号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県のちじ。以下同じ。)(が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高

いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十二条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新

築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）

ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取又天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの）にあっては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定にかかる地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定す

- る区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行

(前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

○特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物 指定基準(抄)

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号

最終改正：平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴

重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抄）

昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、

当該地域の地番、地目及び地積

- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管

理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の

土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表

者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第2項の場合において、許可申請者が発

掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について

ならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了し同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号、次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二幸各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二幸各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）

昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

い。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県または指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

- 三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第1項について記載するものとする。
 - 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)
- 第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)
- 第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

- 第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)
- 第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)
- 第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抄)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)
最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
 - 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
 - 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)
- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受

けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物のを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規

復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成十二年四月二十八日 文部大臣裁定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八十条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘

削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は堀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

- (二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、

本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

- (三) 木竹の伐採が、法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

- (六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

- (一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二百八十五号)第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

- (二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合

には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八十条第一項の規定による文化庁

長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

○伊東市文化財保護条例（抄）

昭和 39 年 4 月 1 日伊東市条例第 35 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び静岡県文化財保護条例(昭和 36 年静岡県条例第 23 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)及び考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。))で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 5 章 伊東市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 32 条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静

岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを伊東市指定史跡、伊東市指定名勝又は伊東市指定天然記念物(以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、記念物の所有者等の申請又は同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をするときは、あらかじめ第 42 条に規定する伊東市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をするときは、その旨を告示するとともに、所有者等が判明しない場合を除き、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者等に通知しなければならない。ただし、通知すべき相手が著しく多数であって個別に通知し難い事情がある場合は、その代表者又はこれに準じる者に通知することをもって、個別に通知したものとみなす。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生じる。

(指定の解除)

第 33 条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合は、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が、法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定の解除にあつては、前条第 3 項から第 5 項の規定を、前項の規定により指定が解除されたものとする場合にあつては、前条第 4 項の規定を準用する。

(土地の地番等の異動の届出)

第 34 条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者又は第 36 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者は、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、地番、地目又は地積に異動があつたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 35 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、市指定史跡名勝天然記念物の維持のための措置又は非常災害のための必要な応急措置を採る場合は、この限りでない。

2 市指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、その影響が軽微なものである場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の許可の際、必要な条件を付し、又は第1項の現状の変更若しくは第2項の保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、第1項又は第2項の許可を受けた者が当該規定による条件又は指示に従わなかったときは、現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 伊東市文化財保護審議会
(設置)

第42条 教育委員会に、伊東市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第43条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することができる。

(組織)

第44条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第45条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第46条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日伊東市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める改正規定及び第2条中「民俗資料及び記念物」を「民俗文化財・記念物・文化的景観及び伝統的建造物群」に改める改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日伊東市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊東市文化財保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○森林法(抄)

昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号

最終改正：平成三十年六月一日法律第三十五号

第二章 森林計画等

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

四 造林面積その他造林に関する事項

五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的

機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

第二章の二 営林の助長及び監督等

第一節 市町村等による森林の整備の推進

(市町村森林整備計画)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

七 森林施業の共同化の促進に関する事項

八 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

3 市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努

めるものとする。

一 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

二 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

三 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

四 その他森林の整備のために必要な事項

4 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

5 第四条第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

6 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

7 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

8 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、必要に応じ、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

9 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抄）

平成十九年十二月二十一日法律第百三十四号

最終改正：平成二十八年十二月二日法律第九十七号

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつてゐることに鑑み、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成並びにこれに基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥

獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳(ほ)類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生

活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

- 第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するために必要な事項
- 3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (被害防止計画)
- 第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - 六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。）に関する事項
 - 八 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
 - 九 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 十 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
 - 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
- 4 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。
- 5 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。
- 6 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 7 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 8 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第六項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を

図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。

- 9 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
- 10 第六項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第六項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとする

とき」と、第八項中「同項後段」とあるのは「第十項において読み替えて準用する第六項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

- 1 1 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 1 2 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

○都市計画法（抄）

昭和四十三年六月十五日法律第百号

最終改正：平成三十年四月二十五日法律第二十二号

第一章 総則

（都市計画区域）

- 第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。
- 2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和三十九年法律第二百二号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。
- 3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。
- 6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。
（準都市計画区域）

第五条の二 都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行ふ。
- 4 前三項の規定は、準都市計画区域の変更又は廃止について準用する。
- 5 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

（都市計画に関する基礎調査）

- 第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。
- 2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。
- 3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に

対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 4 都道府県は、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

二の二 特定用途制限地域

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域又は同法第九十条第一項の規定による特定用途誘導地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十一条第一項の規定による景観地区

七 風致地区

八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域

十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百四十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

- 2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号（高度地区に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第十二号（都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。）又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

- 3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項

イ 用途地域 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）

ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度

ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率

ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要

ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）

ヘ 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）及び建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）

ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築

物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。)

チ **高度利用地区** 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。）

リ **特定街区** 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 面積その他の政令で定める事項

4 都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。

6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。

7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。

8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。

12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。

13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。

14 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。

15 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。

16 特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区とする。

17 高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において建築基準法第五十二条第一項第二号に規定する建築物の容積率が十分の四十又は十分の五十と定められたものの内において、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。

18 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。

19 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。

20 特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。

21 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。

22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

23 臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区とする。

第十条 地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める。

第三章 都市計画制限等

第三節 風致地区内における建築等の規制（建築等の規制）

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

2 第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

史跡江戸城石垣石丁場跡
(宇佐美北部石丁場群)
保存活用計画書

発行日 令和3年3月

編集・発行 伊東市教育委員会

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

印刷 松本印刷株式会社
